日 監 第 ４ ７ 号
令和8年(2026年)8月21日

㊞

日野市長
古　賀　壮　志　　様

日野市監査委員　　上木　清光

日野市監査委員　　伊東　秀章

令和7年度日野市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する令和7年度日野市内部統制評価報告書を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令　和　7　年　度

（2025年度）

日野市内部統制評価報告書
審査意見書

日 野 市 監 査 委 員

令和7年度　日野市内部統制評価報告書審査意見書

1　審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査

2　審査の対象

令和7年度日野市内部統制評価報告書

3　審査期間

令和8年5月28日～令和8年7月31日

4　審査の着眼点

監査委員による令和7年度日野市内部統制評価報告書の審査は、日野市長が作成した内部統制評価報告書について、日野市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

5　審査の実施内容

令和7年度日野市内部統制評価報告書について、日野市長及び内部統制評価関係部局から報告を受け、「日野市監査基準」に準拠し、平成31年3月29日付け総行第111号総務省自治行政局長発「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の策定について（通知）」により通知された「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）（以下、「総務省ガイドライン」という。）の「Ⅴ　監査委員による内部統制評価報告書の審査」及び日野市内部統制運用マニュアル（令和3年8月23日施行・令和5年4月改正・令和6年7月改正・令和8年4月改正）に基づき、必要に応じて関係部局に対する資料の提出及び説明聴取を求めた上で審査を行った。

6　審査の結果

令和7年度日野市内部統制評価報告書（以下、「報告書」という。）について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当であると考えられる。

（指摘事項）

市長から提出された報告書及び付属資料、監査委員による審査を行う上での資料請求及び令和8年6月19日実施の日野市内部統制推進委員への説明聴取において評価手続について把握したところ、報告書で挙げられた重大な不備に関する事項や監査で指摘した事項について、評価対象期間の令和8年3月31日以前に発生した事案にもかかわらず、資料5所管部署リスク評価結果一覧（令和7年度）で確認できず、「令和7年度において、重大リスクに該当する事案は未発生」と評価されていた。これは報告書との整合性が取れず矛盾が生じていることを意味する。このほか、所管部署の漏れや部署単位の不整合が散見された。このような状態にもかかわらず、所管部署の裁量によりリスクの判断を行い、管理部門では所管部署へ修正や提出を促す等の指導を行っていなかった。

改めて説明聴取時に監査委員から内部統制推進委員へ質疑を行い、評価手続の適正について確認したところ、リスク評価シートの作成にあたり、管理部門と各所管部署の認識の乖離、一覧作成時の集計漏れがあったことが認められた。集計漏れの部署については、リスクが無かったとのことであったが、部署間の意識の差によって、リスクの抽出漏れのおそれが否定できない。また重大な不備に関する事項については、所管部署リスクの抽出は年1回であるため、調査時点ではリスクとして把握できていなかったとのことであったが、少なくとも報告書で挙げられた重大な不備に関する事項や監査の指摘事項は、調査後であっても評価対象期間に発生したリスクとして、評価対象として所管部署リスクとして挙げられるのが相当である。これらは業務レベルのリスク評価について、「管理部門における独自評価」を行っていないことが要因であるから評価手続きの実施にあたり、不備があったと認めざるを得ない。

評価にあたっては、これらを留意し、実施されたい。

7　意見・要望

令和7年度日野市内部統制評価報告書は、総務省ガイドラインを基に作成、評価されたことが認められた。

また、マニュアルを改正し、リスク一覧のすべてを対象として評価を行われたことは、取り組みの広がりにつながると考え評価するが、リスクの抽出にあたっては、シートの作成や提出方法等具体的な対応策を講じ、年1回の調査時点のみならず、管理部門における独自評価を行い、評価対象期間内に発生したリスクをしっかりと把握され、評価されたい。

報告書（付属資料）について、

・報告書（付属資料）2評価結果（1）管理部門における評価の重大な不備は福祉（国）制度に係る現況未確認による給付過払いであるが、この根底にある課題は、かねてからのケースワーカー不足によるものが要因と考えられる。今後は法令上の配置基準を満たされ、国の実施要領に基づき実施し、再発防止策に則った対応を図られたい。

・資料6内部統制モニタリング指標（令和7年度）文書滅失件数は、令和6年度の12件から令和7年度は15件と増加したことが報告されている。令和7年度第2回定期監査においても指摘をしたが、誤廃棄等による紛失については、情報漏洩を招き、市民の信頼を大きく損なうリスクがある。有効な再発防止策を講じられ、公文書は常に保管状況を明確に把握し、適正に管理されたい。

・資料6内部統制モニタリング指標（令和7年度）庁用車の年間事故件数は、令和6年度の19件から令和7年度は9件に減少したことが報告されている。件数は減少したが、本来1件もあってはならないものである。研修の実施等、さまざまな対応策がとられているものの、実態として真に改善が図られているかどうか断言しがたく、引き続きより実効性のある対応策を講じられたい。

・基本方針に新たに組み込まれた「情報管理に関する事務」について、AIの活用を含むDXの推進による行政手続きの効率化は、職員数が減少する中での働き方改革や市民の利便性向上につながり、とても有益な取り組みと考える。同時に情報セキュリティの確保についても、リスクマネジメントの一層の強化に努められたい。

内部統制制度は令和3年8月に導入され、今年度で5年が経過する。導入当初から比べるとリスクの発生は減っており、着実に改善が進んでいる。しかしながら依然手続き上の不備があることが認められた。指定都市以上の自治体に義務化されている法に基づき実施するにあたっては、制度上、総務省ガイドラインに沿って行うことが基本になる。しかしながら、特に管理部門においては、管理する立場でありながら自らリスクの発生事案が複数生じている現状を捉えると、過重な事務負担となっている実態が垣間見えた。

一方、発生したリスクを全庁的に共有するため、内部統制ニュースとして庁内に発信し続けていることにより、職員の行政事務法律相談件数は、近年200件以上と高止まりしており、個々のコンプライアンスに対する意識の変化が生まれ、一定の成果が見受けられた。同時に過去の不祥事に対する再発防止の危機意識は高まってきていると言える。

導入から一定の期間が過ぎ、本制度のあり方について、これまで培った経験と実績を活用し、組織の現状に見合った手法の検討を行い、より実効性の高い持続可能な日野市独自の制度の構築も視野に入れ、内部統制が日常的業務に組み込まれ、継続的に確実に有効に機能し、引き続き市政への信頼が高まるよう努められたい。

8　審査にあたって参考とした資料

・日野市内部統制基本方針（令和3年8月23日制定・令和6年7月1日改正）

・地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省・令和6年3月改定）

・日野市内部統制運用マニュアル（令和3年8月23日施行・令和5年4月改正・令和6年7月改正・令和8年4月改正）

9　審査にあたって求めた資料等

① リスク発生状況の概要（令和7年度）・リスク事案一覧（令和7年度）の基となった個別のリスク事例評価シート

② 内部統制モニタリング指標中、財務に係る事件及び事故の件数及び個別のリスク事例評価シート

③ 所管部署リスク評価結果一覧（令和7年度）集計結果・【〇〇】リスク一覧のリスク評価いずれかに「3」がついている案件、及び対策未了案件の個別の所管部署リスク評価シート

④ 日野市内部統制運用マニュアル（最新版）

10　審査経過

令和8年5月27日　令和7年度日野市内部統制評価報告書審査依頼受領
5月28日　審査資料提出依頼及び説明聴取実施通知発出
6月　5日　資料提出期限
6月19日　説明聴取実施
7月31日　監査委員による審査意見合議
8月21日　市長へ審査意見書提出